

神奈川県福祉バス運行事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県福祉バスの円滑かつ適正な運営を行うために必要な事項を定める。

(利用目的)

第2条 福祉バスは、神奈川県内（指定都市を除く。）の障害児者等の福祉向上を目的として、スポーツ、文化、レクリエーション活動及びその他知事が障害児者の福祉向上に特に有効と認めた事業への利用に供するものとする。

(利用資格)

第3条 福祉バスを利用できる者は、神奈川県内（指定都市を除く。）に所在する障害児者等の福祉向上を目的とする団体及びその他知事が福祉バスの利用を適当と認めた団体等で、かつ、1回の利用人員が20人以上50人以内であり、その利用人員のうち3分の1以上が障害児者等であるものとする。

(利用台数及び日数)

- 第4条 1回の利用は、原則として1台かつ1泊2日以内とする。
- 2 利用は、1団体当たり1年度につき2日を超えて利用することはできない。
 - 3 前項の1年度は、各年の4月1日から翌年の3月末日までとする。

(運行範囲)

- 第5条 福祉バスの運行範囲は、原則、一運行500キロメートル（出庫から入庫まで）とする。
- 2 1日の拘束時間は、原則として13時間以内とする。
 - 3 1日の運転時間は、2日平均で9時間以内とする。
 - 4 前項の規定にかかわらず、知事が安全な運行上必要と認めるときは、行程の変更を求めることができる。

(利用申込)

第6条 福祉バスの利用を希望する者は、別に定める申込書に所定の事項を記載し、利用日の3月前から利用日の10日前までの間に知事へ申し込まなければならない。

(利用承認)

第7条 知事は、神奈川県福祉バス運行事業実施細則で定める方法により利用承認の決定を行い、その旨を当該利用申込者へ通知する。

(利用計画の変更)

第 8 条 利用申込者は、利用承認後、利用計画等に変更を生じた場合は、直ちに知事へ通知し、指示を受けなければならない。

(利用料)

第 9 条 利用料は、無料とする。ただし、有料道路通行料、カーフェリー料、駐車料等及び宿泊の場合における乗務員宿泊料は、利用者が負担するものとする。

(利用取消料)

第 10 条 利用承認後、利用申込者が福祉バスの利用を取りやめたことで生じたカーフェリー等の予約取消に係る取り消し料については、利用申込者の負担とする。

(運行)

第 11 条 福祉バスの運行は、当該年度の予算の範囲内とする。

(免責事項)

第 12 条 利用承認通知後、やむを得ない事情で運行不能になり、その結果生じた利用者の損害について、知事は一切の責任を負わない。

(細則)

第 13 条 その他、要綱に定めのない事項については、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成 18 年 8 月 1 日から施行する。

2 第 4 条第 3 項の規定にかかわらず、同条第 2 項の 1 年度は、平成 18 年度にあっては、平成 18 年 8 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 8 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。